

# 宮中出仕後の税所敦子

—明治天皇・昭憲皇太后との関連に着目して—

長 福 香 菜

はじめに

明治八年、五十一歳の税所敦子（二八二五～一九〇〇）は昭憲皇太后の歌の相手として宮中へ出仕することとなる。以後、明治三十三年に逝去するまで足掛け二十六年にわたり仕えたのである。香川景樹の桂園派に連なる八田知紀や高崎正風と親交を結び、影響を受けていることから、御歌所歌壇の中心勢力であった桂園派を担う歌人の一人に数えられる。しかし、歌人としての名声をほしいままにながら、敦子の先行研究は少なく、特に宮中出仕後の詳細を明らかにした研究は、極めて乏しい。

本稿は、これまで敦子の基礎的研究として拙稿<sup>(1)</sup>にて考察してきた結果を、宮中出仕後に着目して略年譜にまとめ、それを基に昭憲皇太后に仕えること二十六年に及んだ敦子の宮中における活動の一端を明らかにするものである。

—

まず、敦子が宮中へ出仕する運びとなった経緯と官歴について整理してみたい（拙稿<sup>(1)</sup>に詳述）。明治八年三月十四日、敦子は宮内省雇として宮中へ出仕する。『明治天皇紀』第三（一九六九年 吉川弘文館）明治八年三月十四日の条には「左院議官高崎正風、其の才徳優れたるを以て、之れを薦むと云ふ。」との一文が見え、正風の推挙によって出仕へ至ったことがうかがえる。正風は、敦子没後に出版された敦子の家集『御垣の下草』後編上（明治三十六年五月 吉川半七発行）に序文を寄せ、その中で出仕の経緯を明らかにしている。

それは今をさること三十余年のむかし、おのれ左院の議官を拝し、泰西諸国の政体風俗を視察せよとの命を蒙り、欧羅巴を巡り、仏蘭西のみやこ巴理斯にいたれる

税所敦子略年譜

年 代	年 齢	官 歴 事 項
明治八年(一八七五)	五十一歳	三月十四日、宮内省雇となる。 六月二十三日、権掌侍に任ぜられる。 九月二十日、正七位に叙される。
明治十年(一八七七)	五十三歳	一月十二日、歌会始にて召歌(題「松不改色」)が披講される。 一月十八日、歌会始にて召歌(題「鶯入新年語」)が披講される。
明治十一年(一八七八)	五十四歳	一月十八日、歌会始にて撰歌(題「竹有佳色」)に与る。
明治十四年(一八八一)	五十七歳	一月十八日、歌会始にて撰歌(題「竹有佳色」)に与る。
明治十七年(一八八四)	六十歳	十月九日、年金を賜る。
明治十九年(一八八六)	六十二歳	一月十八日、歌会始にて撰歌(題「緑竹年久」)に与る。
明治二十一年(一八八八)	六十四歳	二月二十四日、従六位に叙される。 十二月二十一日、敦子自撰の家集『御垣の下草』上・下(松井総兵衛発行)が出版される。
明治二十四年(一九一)	六十七歳	二月二十八日、歌会始にて撰歌(題「社頭祈世」)に与る。
明治二十五年(一九二)	六十八歳	一月十八日、歌会始にて撰歌(題「日出山」)に与る。
明治二十六年(一九三)	六十九歳	二月六日、正六位に叙される。
明治二十八年(一九五)	七十一歳	六月二十九日、敦子編・序『内外詠史歌集』上・下(松井総兵衛発行)が出版される。
明治三十年(一九七)	七十三歳	十二月二十八日、従五位に叙される。 一月二十六日、歌会始にて撰歌(題「松上鶴」)に与る。
明治三十三年(一九〇〇)	七十六歳	二月四日、逝去。同日、掌侍に任ぜられ、正五位に叙される。 二月六日、賜金の他に、恩給金、また皇后から祭料を賜る。
明治三十六年(一九〇三)		五月二十日、敦子の家集『御垣の下草』後編上・下(吉川半七発行)が出版される。

をり、これよりさきに全権公使として派出せられし岩倉具視公の一行にゆくりなく出あへりけるが、その随行中に侍従長東久世通禧伯あり。伯と正風とは、維新のはじめに仁和寺宮嘉彰親王征討將軍に任ぜられ、節刀を賜ひて錦旗をおしたて出た、せ給ひし時、共に其軍事参謀を命ぜられ、帷幕の内にてうらなく交りしちなみあれば、かたみに打よろこび、何くれとかたらひけるほど、やうやう歌のうへのことに及び、  
〔今上皇后御二所には深く斯道を嗜せられ、侍従女官等にも折にふれつ、題をたまひ、歌めし給ふことあり。さるをあまたある女官中に、皇后宮の御ことばがたきつかうまつるべきが一人だになきこそくちをしけれ。その知人の中にもしさるべきがあらば教へられよ〕といはるゝを、おのれ聞もあへず、膝をうちて、「そはまことに適當の人こそあなれ」とて、刀自の資性経歴よりはじめて歌文に堪能なることゝもつ

ぶさにものがたれば、伯いといたう悦びて、「こはよきことをき、ぬ。必はからふ所あるべし」とて別れき。かくて、伯もおのれも帰朝して後、一日伯おのれが家をとひ来て、「よきに巴理斯にてかたられし税所敦子のこと、うちくはからふことありしに、幸にそのかひありて遠からずめさせ給ふべきみけしき定まれり。さればそこよりあらかじめこのよし敦子に伝へて、おほせごと下らば、速かに御うけ聞えまつるべくはからひねかし」とあるに、(後略)

明治五年一月十九日、左院の使節団の一員として欧米視察を命ぜられた正風は、同月二十七日に横浜を出港、三月十九日にパリへ到着する。そのパリの地で、岩倉使節団に随行していた東久世通禧と出会うのである。そこで正風は旧友である通禧から、皇后の歌の相手が務まる、歌道に精通した女官がいなしとの相談を受け、ただちに敦子を薦めたのである。

敦子の出仕に関して、御歌所寄人の阪正臣は「税所刀自の伝」(『心の花』三巻二号、一九〇〇年二月)において、

高崎翁、朝命によりて欧洲を漫遊せられし頃、東久世通禧君之に語りて曰く「宮中の空気をして新鮮ならしめむ為、侍従には既に士族をまじへたり。女官にも亦士族にして学徳備はり坤宮御文事御あひをも仕奉る

べき人無きか」と。高崎翁答ふるに敦子を以てし、「彼今近衛家の老女たり。彼をして起たしめば必適せん」といはれき。

と述べており、「宮中の空気」一新のため、「士族」出身者の中から女官の選定が行われていことを明らかにしている。また、明治四十年七月二日付の『日本』掲載の記事「宮中女官の取締…京都出身の女官…」では、

九重の宮居に仕ふる女房方にて典侍以下高等官は昔よりの慣例に依り、何れも京都の公卿尊族の姫達なることは今も尚ほ昔と変る事なけれど、掌侍以下の表役なる高等女官中に初めて京都の公卿以外より召されしは鹿兒島の税所篤子にて、同女は故前左大臣近衛忠房公夫人として故島津斉彬公の女貞子入簾の時、島津公の鑑識にて生涯近衛家に尽さんと近衛邸にありしに、明治の初め貞子逝去ありしも巖然同邸にありしよしを宮中に聞へ、篤子こそは天晴れ婦女の龜鑑なればとて、其俣召されて楓の内侍と命ぜられぬ。

と記され、「公卿以外」から高等女官に任ぜられたのは敦子が初めてであり、当時では異例の抜擢であったことを伝えていいる。こうして「士族」出身の敦子が、「公卿」出身者で支配された宮中へ足を踏み入れることとなったのである。そして、同年には権掌侍に任ぜられ、正七位に叙される。

その後、従六位、正六位、従五位と昇進し、敦子逝去の同日明治三十三年二月四日には掌侍に任ぜられ、特旨をもって正五位に叙せられたのである。

## 二

『明治天皇紀』第六（一九七一年 吉川弘文館）の明治十七年十月九日の条には、以下のように「歌道御用」に精励する敦子に対して年金が下賜されたことが記録されている。

権掌侍税所敦子に年金二百円を賜ひ、其の歌道御用奉仕の勞を犒ひたまふ。敦子歌道に通じ、書を能くし、専ら御製を浄書し、又之れを保管するを以て任とす。天皇御製を文学御用掛高崎正風に下したまふや、予め之れを敦子に付して浄書せしめ、正風拝批して之れを上る。叡覧の後、更に敦子をして浄書せしめたまふを例とす。

歌道に明るく、加えて書も巧みであった敦子は、明治天皇の御製歌を「浄書」という役割を担っていたのである。御製歌は敦子によって「浄書」された後、正風に下され、そして正風が打った批点を天皇が見た後に再び敦子が「浄書」するのを習慣としていた。屋代熊太郎編・発行『税所敦子刀自』（一九一六年、以下『敦子刀自』と略す）の伝記中の「敦子の臨終」収録「明治三十三年二月八日／諷誦文」

にも、

畏くも両陛下常に和歌を好ませ給ひ、日々の御詠、刀自その御祐筆の榮を担ひ、殊寵を蒙る。

との一文を見ることができる。また、明治三十三年二月八日付『読売新聞』掲載「故税所敦子刀自（二）」の記事からは、明治天皇の「代筆」と皇后の歌の「拝見」を務めていたことが知られる。

○斯くて刀自が、宮中の特なる御役目は長くも今上陛下の御代筆を勤むる事、皇后陛下の御歌を拝見する事等にて、幾年の久しき忠勤をぬきんでられし（後略）

大正九年三月一日付『読売新聞』には、「今月から御編纂を始めらる、昭憲皇太后の御歌 我国古今に勝れさせ玉へる歌聖 此上なき国民婦人道徳の指針」と題する当時の御歌所長入江為守の「謹話」を掲載している。その話の中で、「最初税所敦子にその道をお学び遊ばしてから、（後略）」と述べており、昭憲皇太后が敦子に和歌を学んでいたことを証言している。

敦子が、昭憲皇太后の歌の相手としてのみならず、御製の「浄書」の役目を果たすほど書に優れていたことを証拠付ける記事が、明治二十五年三月十八日付『読売新聞』紙上に見える。「十六名名媛当選披露」と題された記事であり、「和文家」「教育家」「洋学家」「小説家」「宗教家」「家

政治家「書家」等の十六項目が設けられ、それぞれの「名媛」が選出されている。その冒頭では「十六名媛の投票は意外に集りたり。」と述べられ、投票数は、「本月一日より同十五日迄に集りたる投票殆んど三千余通の多きに及びぬ。」とあるように、相当な数にのぼった。以下、「書家」項目の結果を掲げる。

◎書家

百七十三点	在前	税所篤子 <sup>(ママ)</sup>
百十六点	在前	中島歌子
三十二点		植村花亭

最たる位置に敦子の名前が見えることから、「書家」の大家として名の知れた存在であったと言えるであろう。また、「和文家」項目においても、敦子が最多投票数を獲得していることは注目に値する。

◎和文家

三百三十九点	権掌侍	税所篤子 <sup>(ママ)</sup>
二百八十二点	華族女学校学監	下田歌子
百六十七点		中島歌子
百六十七点	本所松井町一丁目	鶴久子

両陛下下の歌道に対する造詣の深さは周知の事実であり、その様子は新聞紙上でも取り上げられている。明治二十六年九月二十八日付『読売新聞』には、次のように記述され

ている。

●宮中御歌所 宮中御歌所は所長・三頌・寄人・御歌所屬を以て組織し、昨今両陛下とも日々御詠草十五題宛と御歌所へ御廻付となり、高崎所長之を添削し奉り、女官は少くも日々七、八題の詠草を廻付して添削を乞ひ、尚臨時勅題を賜はる事も屢々あり。即今の如きは殆ど日々御勅題を賜り、御歌所は中々の多忙なりと云。両陛下下の日々の詠歌が十五題ずつであるといい、加えて女官の日々の詠歌もあることから、御歌所の多忙ぶりを伝える内容となっている。また明治四十四年八月十日付『朝日新聞』には、「宮中の歌道」という記事が掲載されている。

▽女官詠進の和歌

▽一年中の日課

世を進め、民を導きあはれみ給ふ大御心の発露は、年頃詠じさせたまふ数の御製の上にも仰がれ、両陛下下の国風に御嗜なみ深きは申すも畏き計りなり。去れば、御製御歌の拝見仰付けらる、高崎御歌所長の許には大抵一週一回位御使を差遣はされ、其都度少きも五六十首、多き時は二百余首の御詠をさへ下附あらせらる、御模様にて、御側近く奉仕せる侍従、若くは女官の方々に迄常に和歌詠進の御奨励あり。只管斯道の徳に親

しむやう論したまふこそ難有けれ。

△詠進と上覧 宮中には三百六十余日、仮令大祭日・日曜日なりとも、一日も欠かさで毎日二首宛の御兼題を下されて歌を召さるゝ例なれば、女官達も大御心の深き思召を畏みて、朝夕片時も和歌の心掛けを忘るゝ事なく、御用繁き中にも御題の詠進を此上なき楽みとなし居るが、其詠み出でし歌どもは、先づ美濃奉書に認めて御前に奉呈し、両陛下御覧の分は之を御歌所<sup>に</sup>下げられ、高崎所長は鎌田・大口両寄人をして添削せしめ、心詞の佳なるものは更に本人に通じて色紙に謹書せしめ、然る後更たためて御前に奉進する定めなり。

△女官中の歌人 斯の如き御奨励の下に最も和歌の嗜み深く日々の御兼題を一日も欠かさず詠進する女官中の歌人と申すは、高倉・柳原両典侍、藪・北島・津守・吉田・山川の各権掌侍、西命婦・平田権命婦等にて、就中小池掌侍の如きは故税所敦子刀自と並びて宮中の双壁と呼ばれし歌道の上手なり。

「御製御歌の拝見」を仰せつかる正風のもとには、週一回、五六十首から二百首の歌が下されるといい、また両陛下は「侍従」「女官」に歌の詠進を奨励しており、特に女官に対しては、「毎日二首宛」の兼題を与え、歌の詠進を求めていたという。さらに女官の小池道子を敦子と並ぶ

「宮中の双壁」と称している。これほどまでに歌の道に専心する両陛下の相手を務め、和歌の詠進を行っていた敦子が歌詠みとしての相応の実力を認められ、高く評価されていたことは言うまでもない。

また、正臣は「税所刀自の伝」中で、敦子は嘗て千種有功卿の門に在り、又近衛家につかへてよく堂上の風を知り、生地はもとより京都にして言語優美なり、動作閑雅なり。一点の非難すべき所無きのみならず、学芸豊富にして、宮女中一のこれに比肩すべきなし。所謂知識は勢力にして、はじめいやしみし人々も、或は書籍中の疑義を質し、或は歌文の是正を乞ひ、いつしか師匠と仰ぐに至りぬ。

と述べており、「書籍中の疑義」に答え、「歌文の是正」をも行っていた敦子の「学芸」の豊富さを称賛している。敦子の娘徳子によつて出版された敦子の追悼歌集『さだめなき世』（明治三十三年六月）所収の正風による「税所敦子君の棺前に誄す」においても、

爾来両陛下御文学の諸務を掌り、御製御歌の拝写よりして同僚女官百事の質疑に応ずるまで日夜安息にいとま無かりき。

とあるように、「両陛下」にとどまらず「女官」の相手を務めていたことがうかがえる。

三

池袋清風は、明治三十三年三月二十一日付『国民新聞』掲載「税所敦子刀自を憶ふ(五)」において、

明治十二年四月より西南戦争後広島女子師範学校創立開校となるや、予其教員に任せられ、女生徒百余名に教授す。亦日課の余暇を以て有志の女生十余名に和歌を教ふ。偶々勅使土方久元下向して九州兵變後の諸学校を巡視せられ、我広島女子師範学校にも来臨あり。生徒の詠歌短冊十葉及作文、書画を持ち去り帰京、之を天覧に供せられ、且穎才新誌に掲げられたり。之加、皇后陛下の御歌、有栖川宮の御筆、權掌侍税所敦子の短冊等下賜せられたり。陛下の御歌は敦子の御代書にて、

みが、ずは玉もかゞみも何かせむ

まなびの道もかくこそありけれ

又敦子の歌は左の如し。

広島女学校生徒のつくれる文歌を見て

さやかに雲のうへまで聞ゆ也

つくしの海のひな鶴の声

と述べている。自身が勤めていた「広島女子師範学校」に、敦子の代書による昭憲皇太后の歌とともに、敦子詠歌の短

冊も下賜されたという。当代の名高い歌人として位置していたことが想像される。

同時期の『読売新聞』（明治三十三年二月九日付）では、「故税所敦子刀自(三三)」と題する、以下のような記事も見られる。

又或時のことなり。三宮義胤氏が「刀自の詠まれし歌の數何程」と尋ねし時、刀自は「御覧に入る、程の歌なし」と答へ、強ひて問はる、に及びて、暫く考へしが、『只々三十一文字かい連らねし程のものを交へば、凡そは四万首余りもさふらふべし』と応へけり。実に刀自が詠草は、積で山の如く、一日平均二首の名歌を詠まれしは、古来殆ど例なき歌仙とこそは思はるれ。

敦子の詠歌は、「四万首」という膨大な数にのぼることが知られる。敦子の詠歌の纏まったものとしては、家集がある。家集には、『御垣の下草』上・下（一八八八年 松井総兵衛発行）と『御垣の下草』後編上・下（一九〇三年 吉川半七発行）が存在する。両家集の各歌数については、次の表で示した。

『御垣の下草』上・下	『御垣の下草』後編上・下
新年歌 七首	春歌附新年 八五首
春歌 二〇七首	夏歌 一一四首
夏歌 一四九首	秋歌 九五首

秋歌	二一四首
冬歌	一四四首
恋歌	四五首
雑歌	二五七首
計	一〇二三首

冬歌	七五首
雑歌	三六八首
計	七三七首

敦子没後に刊行された『御垣の下草』後編上・下について、『歌』第三(明治三十六年六月)では、

●御垣の下草後□(中略)仄かに洩れ承はるところに  
よれば、製本出来の後、両陛下へ献上に及ばれたるに  
御嘉納あらせられ、時々御展読遊ばさるとかや。刀自  
の光栄はさることながら、名吟の広く世に伝はらんこ  
とを欲し、次号より撰抜して本誌に掲載せん。

と記され、『御垣の下草』後編上・下は「両陛下へ献上」され、披見されているという。

敦子と同じく昭憲皇太后に仕えた下田歌子は、「近世名媛伝」(芳賀登他編『日本人物情報大系 第二巻 女性叢伝編 2』(一九九九年 皓星社)所収『大和なでしこ』臨時増刊八巻 十一号、一九〇八年)において、敦子を次のように回想している。

遂に女官の大方は歌を学び、書を習ひ、刀自を師表と仰ぐに至れり。況んや、聖明なる両陛下の御慈は日に月に深うなりて、水と魚との浅からぬために引くべ

き、御河の水の清き影には、刀自も如何に思の外なる喜びの浪をた、へて、恵の淵に千歳万代の後までも住ま、ほしくぞ願はれけん。(刀自が家の集に出でたる新題及び詠史の歌は、大方此の奉仕中の作にて、何れも勅題をかしくみて詠まれたるが多し。刀自が傑作は後段に掲ぐべし。)

刀自が詠歌に巧みなる、殆ど天才に出で、敢て斧鑿の跡を見ず。此歌のさまも、或ひは勇壮豪気なるあり。或ひは優雅艶麗なるあり。中に就きて、最も卓絶なるは詠史にぞありける。詠史は学力の豊富なるが上に、これを三十一文字の短歌に云ひ尽して余韻あらしむるは、また歌に巧みなるの老巧手なるにあらざれば能はず。これ刀自が詠史に独特の技をあらはして他に比類なき所以なりかし。

敦子の家集に収録されている新題歌、詠史歌の多くは「勅題」のもとに詠まれたものであるとし、歌子は特に詠史歌を賞賛している。明治二十八年には、敦子の編纂、自序による『内外詠史歌集』が出版されている。宮内庁書陵部所蔵『自明治二十七年至明治二十九年 御歌所日記』の明治二十八年六月二十八日の条には、

税所敦子ヨリ詠史歌集製本出来二付、一部一覽ノ為回付所長以下回覧返付ス。

と記録されており、さらに同年七月二日の条には、

詠史歌集製本峻功<sup>（ウツムツ）</sup>二付、税所あつ子より菓子料御召下ゆかた并に詠史歌集を一同へ寄贈せらる。

とある。おそらく「詠史歌集」完成を記念して、歌集とともに金品を御歌所へ「寄贈」したものと思われる。

敦子の歌才は、明治八年の宮中出仕から同三十三年までの間に、歌会始において召歌二回、預撰歌五回の計七回も御前披講という栄誉を賜っていることからうかがえる。

明治の歌会始は、明治二年一月二十四日に催された御代始の宮中歌御会始によって幕を開ける。歌会始の歴史において、召歌の詠進、一般国民の詠進や預撰歌の制度等の改革を経た明治という時代はまさに過渡期であり、今なお続く新年の恒例行事の基礎が築かれたと言える。

明治の歌会始で召歌が披露されたのは、明治五年から同十一年までの七年間であり、敦子は明治十、十一年と連続で詠進している。召歌の詠進には当代の名高い歌人が選出されており、敦子もその一人であった。明治十二年には、一般国民の詠進歌から選ばれた歌が御前披講される預撰歌の制度が設けられ、以降全国各地より何千何万もの歌が詠進された。明治十二年から敦子最後の出詠となる同三十三年までの間に最も多く撰歌に与ったのは敦子で、明治十四、十九、二十四、二十五、三十三年の計五回であった。この間、五回選ばれたのが敦子だけであったことを考慮すると、

これだけ多く撰歌に与ることは希有と言え、撰者を務めた御歌所歌人らに撰歌基準を満たしていると判断され、それだけ評価されていたということであろう（拙稿③に詳述）。

#### 四

正臣は「税所刀自の伝」において、以下のエピソードを披露している。

敦子まだ麻布に居られし頃、大病に罹られけり。此はほと／＼命も危きまでなりき。天皇陛下これを聞食し、かたじけなくもいたく大御心にかけてさせられて、「かく重き病をうけつるは、彼が年頃あまりによるひる御用をはげみ、身と心とを過度に勞せしが為ならむ。大事のものなれば、一年も長く世にあらせまほし。されば、今よりは心しづかに病を養ひ、癒えなむ後とても今までの如く頓と宮中に侍候するにも及ばず、私邸に在りて時々心の向きたらん時に出仕すべく許さん」と思食し、皇后宮太夫を敦子が病床に遣はさむとし給ひしが、「此事は高崎こそよからめ。彼には敦子も心おきなくよろづを談らへば」とありて、やがて高崎翁をしてこの大御旨を伝えしめ給へり。年老い、病み悩める敦子はいかに辱なみよるこぼんと思ひの外、勅詔承け了りていみじく打ちしをれ、「嗚呼高崎の君よ、今

は是までに候ふ。かくまでにふかき御いつくしみ、かたじけなき御恵を蒙りなれし両陛下の御もとを離れ奉りては、命ながらへたりとも何のたのしみか候はむ。勅誼はいともかしこく尊けれど、この後は薬も飲まじ、ものもたべじ、一日も早くみまかり候はむ」といふ。

高崎翁はあさましく「こは何としたることぞ。僻耳なし給ひそ。ひが心得なし給ひそ。まことや、御身やまひ癒えなば猶もとの如く宮中に侍らむとの御本意にや。」と問はれけるに、敦子は「然なり」と答へつ。すなはち此の義を奏聞に及ばれけるに、陛下は「それこそこ、にも満足に思ふ所なれ。さらば癒るをまちて参るべし」とあり。敦子雀躍して高崎翁のすゝめに随ひ、生菜見るをだにうとましく思はれし牛乳をさへ飲み、一日も早くと病をつくろはれき。かやうに身を忘れ、君を恋ひ奉られし敦子も七十歳の時には潔く退隠せむことを願ひ上げられしに、こたびは病の為にもあらねば、陛下ゆるし給はず。家に住みて隔日に参内すべくおきてさせ給ひき。

大病を患つた敦子は、陛下の恩情を受けながらも、なお両陛下へ仕えることを正風に切望するのである。敦子の忠勤ぶりをうかがうに足る資料である。

明治三十三年二月四日、敦子は七十六年の生涯を閉じる。

『明治天皇記』第九（一九七三年）同年二月六日の条には、

掌侍正五位税所敦子卒せるを以て、明治八年出仕以来前後二十五年、本務の傍ら終始歌道御用を勤めたるの勞を追思し、是の日例規賜金四百円の外、特に金三百円を賜ひ、皇后亦別に祭料金三百円を賜ふ。

と記され、二十五年間の「歌道御用」勤務の勞を多として「例規賜金」とは別途に恩給金、さらには皇后から祭料が与えられた。明治三十三年二月七日付『国民新聞』には、敦子の死を悼む「税所敦子刀自」と題された記事が掲載され、文末に次の一文が見える。

●皇后陛下の御使 税所敦子逝去に付、皇后陛下よりは特に御使を以て弔慰を賜りたり。葬儀当日も御使を本邸及葬地に差遣せらるゝやに承はる。

敦子の逝去、葬儀に際し、皇后は「御使」を送り、「弔慰」を示している。また、敦子の娘徳子が『敦子刀自』に寄せた一文には、

皇后宮のかしこき思召を以て、石碑玉がきをもしつらへ給はんとの事、香川皇后宮大夫の君より伝へたまふ。そのうれしさなど、いはむはおろかにて、唯なみだのみはふりおちぬ。

とあり、「石碑」の建立という皇后からの厚情があったことを明らかにしている。それに関して、同じく『敦子刀

「自」に収められている、松方正義による「松方侯の談話」では、

敦子が宮中に上がつてから、天皇陛下は、常に「婆々くく」と仰せられて、非常に御丁寧になされ、皇后陛下は殊に御寵愛深く、まことに勿体ないことであるが、母の如く姑の如く大切にあそばされ、敦子が死んでから、其の墓のことについても、殊に香川大夫に命じて、わざく造つて下さつたのである。又、敦子の娘の事については、御手元金を賜はり、宮内省の或る儘かな役人に預けて置いて、月々渡すやうになつて居るのである。実に御手の届いたもので、恐れ多い次第である。両陛下の敦子に対する御あしらが斯様であつたから、女官達も皆敦子の学徳を敬慕して、親の如く先生の如く思つて、歌文の教へを受けて居つたのである。昨年昭憲皇太后の諒闇明けの時、葉山に於て敦子の話が出たが、あんなに両陛下の御寵愛が深いと、よく他から嫉妬などを受けるものであるが、敦子に限つては、皆賞めるばかりで、誰一人一点の批難をするものがないといつて、一同感嘆の声を放つて居た。

と述べ、特に皇后からの「寵愛」が深く、「香川太夫」に墓建立の指示があつたことを証言している。さらには、残された娘の徳子には月々「御手元金」が下賜されたという。

二十六年にわたる敦子の功績、忠勤に対し、皇后からの弔意が表されたのである。

### おわりに

以上簡略ではあるが、略年譜を基に敦子の宮中出仕から逝去までを考察してきた。正風の推挙によつて宮中へ出仕した敦子は、天皇皇后両陛下の浄書や歌の相手を務める他、女官への指導なども行つていたのである。歌人としての功績は家集として結実し、その歌才ぶりは歌会始においてもいかなく発揮されている。二十六年間忠勤に精励した敦子に対する皇后の温情は深く、特に敦子逝去に際しては、並々ならぬ哀悼の念が表されている。

皇后の誕生日を祝し、敦子が作歌した唱歌「地久節」がある。それは、伊澤修二編『小学唱歌』巻三（海後宗臣編『日本教科書大系 近代編 第二十五卷 唱歌』昭和四十年 講談社）に収録され、明治二十六年八月に出版された。

### 地久節

作曲 林 廣守  
作歌 税所敦子

一 あきのみやゐのおく深く

照る月かげは明けき

わが君が代にひときはの

ひかりをそふる鏡なり

二 その月かげのさしそめし

その日をいはふ地久節

千世よぶこゑは九重の

うちにも外にも響くなり

三 たかきいやしき少女子が

まことの道にすゝむべき

学のわざのあきらかに

なれるも君がみかげなり

御代の治世に対する称賛の意が詠われ、さらなる繁栄と長久を切に願う思いが込められている。敦子の皇后への敬慕の念が看取される。

注

(1)

拙稿①「御歌所派歌人税所敦子―官歴の考証―」(『国文学攷』第二一〇号、二〇一一年六月)、②「歌人税所敦子の形成」(『国文学攷』第二二二号、二〇一一年十二月)、③「明治の歌会始における税所敦子の事績」(『鯉城往来』十四号、二〇一一年十二月)。論の構成上、これらと一部重複するところがあることをご了承いただきたい。特に参照を要するところには注記する。

(2)

以下、資料及び雑誌等の引用に際しては、通行の字体に改め、振り仮名は省略し、適宜句読点・濁点・中黒を補った。引用文中に私に施す括弧は( )で示し、引用文に本来ある( )と区別した。また、傍線や改行の／

は私に付した。

(3)

原文を見ると、下駄のままになっており、字が入っていない。

(4)

外題「御歌所／自明治二十七年／至明治二十九年／御歌所日記」。明治二十七年から同二十九年までの御歌所に関する日記が合冊されている。

(松江工業高等専門学校助教)